



浜松市区再編（案）パブリック・コメント制度意見募集結果について

1 目的

パブリック・コメント制度により、事前に浜松市区再編（案）を公表し、市民等からご意見を募集した結果を公表するものです。

2 意見募集期間

令和4年1月17日（月）から令和4年2月15日（火）まで

3 提出者数及び意見数

提出者数 327人・5団体 意見数 792件

4 提出方法内訳

持参（32）、郵便（4）、FAX（11）、Eメール（215）、説明会等（70）

5 寄せられた意見の内訳

- 1 区割り案（514件）
- 2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿（231件）
 - ①地域拠点の名称、位置、業務内容等（101件）
 - ②主要組織（福祉）の基本的な方向性（36件）
 - ③主要組織（土木）の基本的な方向性（11件）
 - ④主要組織（防災）の基本的な方向性（17件）
 - ⑤デジタル化の基本的な方向性（16件）
 - ⑥協働センターのコミュニティ支援の充実（18件）
 - ⑦住民自治（協議会の体制）（32件）
- その他（47件）
- ※（提案 37件、要望 633件、質問 122件）

6 案に対する反映度

案の修正 91件 今後の参考 239件 盛り込み済 127件 その他 335件

7 意見募集結果の公表先

寄せられたご意見と市の考え方は、5月25日から市ホームページへ掲載するとともに、市政情報室、区役所（区振興課）、協働センター（41館）、ふれあいセンター8館、中央図書館臨時窓口、市民協働センター、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布します。

8 その他

寄せられたご意見とご意見に対する市の考え方は、別添のとおり。



浜松市区再編（案）

今後直面する人口減少、少子高齢化を見据え、市民ニーズや社会の変化に対応し、将来にわたって浜松市が行政サービスを効率的・効果的に提供し続けるために、市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会（以下、特別委員会）において、区の再編の協議を進めてきました。

令和3年12月の特別委員会において区割り案が内定されたことから、再編後のサービス提供体制、住民自治の姿とあわせ、区再編（案）として令和4年1月から2月にかけてパブリック・コメントにより皆様からご意見を募集しました。

お寄せいただきましたご意見を考慮して、区割り案を決定し、令和5年2月に区設置等条例の議決を得て、令和6年1月からの実施を予定しています。今後とも、区再編に対するご理解とご協力をお願いいたします。

※特別委員会におけるこれまでの協議の主な経過や3区とした理由などは、参考資料をご覧ください。

◆ 浜松市区再編（案） 目次 ◆

1 区割り案	・・・2
2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿	・・・11
① 地域拠点の名称、位置、業務内容等	
② 主要組織（福祉）の基本的な方向性	
③ 主要組織（土木）の基本的な方向性	
④ 主要組織（防災）の基本的な方向性	
⑤ デジタル化の基本的な方向性	
⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実	
⑦ 住民自治（協議会の体制）	

令和4年5月
浜松市

1 区割り案

◆区割り案の概要

区の数	3区		
区の名称(仮称) (※1)	A区	B区	C区
区割り	中区 東区 西区 南区 北区 (三方原地区)(※2)	北区 (都田・新都田・ 細江・引佐・ 三ヶ日地区) 浜北区	天竜区
人口	614,579人	158,088人	27,450人
面積	268km ²	346km ²	944km ²
有権者数	500,195人	129,055人	24,427人
学校区の分割	無		
区自治会連合会の分割	有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割)		
地区自治会連合会の分割	無		
削減職員数(人件費年間削減効果額) (※3)	81人(645,570千円)		
事務経費削減効果額 (※4)	6,537千円		
必要経費 (※5)	556,620千円		

※1 各区の名称は、区割り案決定後、区名募集を実施するスケジュールであるため、本資料では南側からA区、B区、C区と表記

※2 三方原地区：初生町、根洗町、三方原町、東三方町、豊岡町、大原町、三幸町

※3 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。削減効果額の全体的な用途は、再編後の予算編成等の中で検討するものであり、一つの提案としてお示しするもの。従って削減効果額から差し引きした形では記載していない。

※4 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

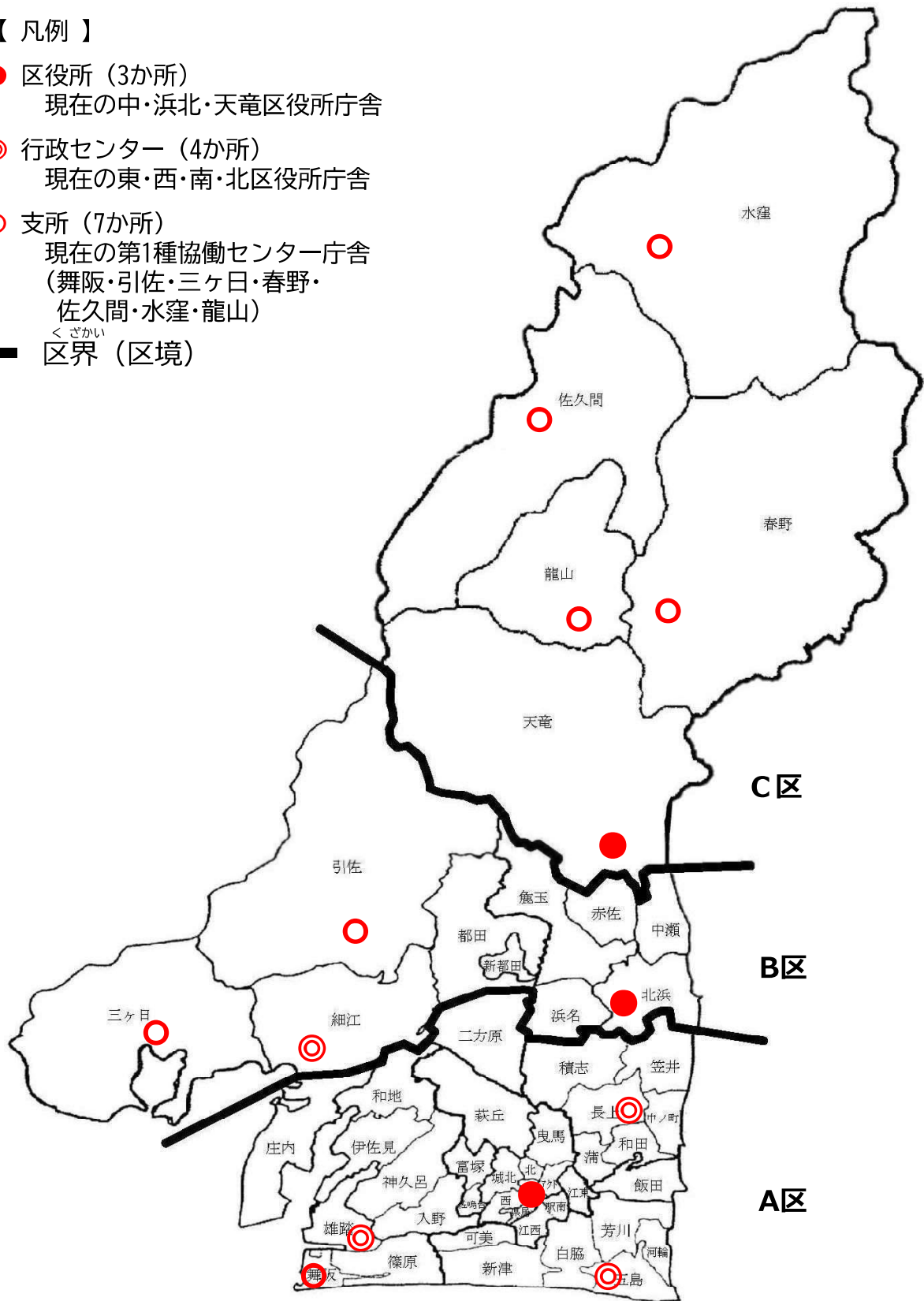
※5 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。今後、再編案の決定を踏まえ試算。

【出典】 人口 : 浜松市区別・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)
面積 : 令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下四捨五入)
有権者数 : 令和3年3月定時登録名簿登録者数

◆区役所・行政センター・支所の位置

【 凡例 】

- 区役所（3か所）
現在の中・浜北・天竜区役所庁舎
- ◎ 行政センター（4か所）
現在の東・西・南・北区役所庁舎
- 支所（7か所）
現在の第1種協働センター庁舎
（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・
佐久間・水窪・龍山）
- 区界（区境）



◆位置の考え方

- 区役所 : 都市機能の集積状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする
- 行政センター : 再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- 支所 : 現在の第1種協働センター（名称を「支所」に変更）

区	区分	現在の庁舎名（所在地）
A区	区役所	中区役所（中区元城町103-2）
	行政センター	東区役所（東区流通元町20-3） 西区役所（西区雄踏一丁目31-1） 南区役所（南区江之島町600-1）
	支所	舞阪協働センター（西区舞阪町舞阪2701-9）
B区	区役所	浜北区役所（浜北区貴布祢3000）
	行政センター	北区役所（北区細江町気賀305）
	支所	引佐協働センター（北区引佐町井伊谷616-5） 三ヶ日協働センター（北区三ヶ日町三ヶ日500-1）
C区	区役所	天竜区役所（天竜区二俣町二俣481）
	支所	春野協働センター（天竜区春野町宮川1467-2） 佐久間協働センター（天竜区佐久間町中部18-11） 水窪協働センター（天竜区水窪町奥領家2980-1） 龍山協働センター（天竜区龍山町大嶺570-1）

※現在の第2種協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの位置・数は現在と変更なし

【人口・面積のバランスについてのポイント】

- ◆ 同じ市の中に、全国の政令指定都市の区の中で人口が最多の区（A区）と面積が2番目（B区）、6番目の区（C区）ができることになるが、政令指定都市の行政区として適正な規模なのか？適正な行政サービスができるのか？

（市の考え方）

- 各区の人口・面積のバランスについて、市政運営においては、本市は12市町村合併以降、行財政改革に取り組み、財源を捻出しながら道路の新設改良や維持修繕、防災・減災事業など、様々な投資的事業を行政区や合併前の市町村にとられることなく実施してまいりました。再編後も、こうした事業を実施していくことに変わりはありません。
- また、行政サービスにおいては、人口や面積のバランスに応じて行うものではなく、現在も本庁、区役所、出先機関等の連携を通じ、同一性・均一性のある行政サービスを提供しています。再編後も現在のサービス提供体制を維持することを基本とし、区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、区役所と同じサービスを提供します。

◆区再編の必要性

なぜ？
行政区再編が
必要なのか

- ①人口減少、少子高齢化のさらなる進行
- ②激変する社会経済状況や市民ニーズへの対応
- ③デジタル化の急速な進展

将来を見据え、持続可能な行政サービスの
維持・強化策について検討

区
再
編

- 法律により設置が義務付けられている区役所の数を削減
- 市の裁量で設置できる行政センターにおいて区役所と同等のサービスを提供
- 臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築

時代の変化に合わせた柔軟で効率的な組織運営と
住民サービスの向上

【区再編の必要性についてのポイント】

- ◆ 市の現状・課題（人口減少、財政面、社会保障費、道路等インフラ維持費額等）に関する今後の見通しと対応状況は？また、これらが区再編の必要性とどのようにつながるのか？

（市の考え方）

①人口減少・少子高齢化の見通し・対応について

- ・浜松市の人口構造は、平成27(2015)年の年少人口（0歳以上 14 歳以下）は10万7千人、総人口に対する年少人口構成比は13.6%であり、30年前の1985年と比較して5万4千人の減少、率にして8.6ポイントの低下、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は47万3千人、生産年齢人口構成比は60.0%であり、1万7千人の減少、率にして7.4ポイントの低下となっています。
- ・一方、老年人口（65 歳以上）は20万8千人、老年人口構成比は26.4%であり、13万3千人の増加、率にして16.0ポイントの上昇となっています。平成12(2000)年以降では、年少人口の減少に加え、生産年齢人口も減少傾向となる一方、老年人口の増加が続いています。この結果、老年従属人口指数（生産年齢人口に対する老年人口の割合）は、昭和60(1985)年の15.4から平成27(2015)年の44.0へと上昇が続いており、人口減少及び高齢化が進行しています。現在の出生率や移動率が続くと仮定すると、令和42(2060)年の人口は60万人を下回り、このまま人口減少が進むと、就業者の減少・地域経済の縮小や現役世代の負担増大などが懸念されます。

- ・浜松市の人口減少は、出生率の低下や、若者層を中心とした人口の市外への流出、とりわけ東京圏への流出に起因する部分が大きく、出生率の上昇や転出抑制を図ることによって、人口の減少スピードを抑制するとともに、長期的には人口構成を最適化することが可能であると考えており、合計特殊出生率の上昇と東京圏との社会移動の均衡を図ることで、令和42(2060)年に68万1千人の人口を維持し、将来的に63万人程度で安定させる将来展望人口の実現に向けた戦略的な対策を講じています。
- ・主な対策としては、ベンチャー支援等による雇用の創出や、子育て支援等による安心して子どもを産み育てることができる環境整備、移住の促進等に取り組んでいます。

浜松市“やらまいか”人口ビジョン



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/vision.html>)

浜松市“やらまいか”総合戦略



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/yaramaika/sogosenryaku.html>)

- ・こうした対策に掛かる費用に充てるため、様々な形で経費削減や行財政改革の取組を実践する必要がある、区の再編もその方策の一つとして提案するものです。

②インフラ改修・更新経費の見通し・対応について

- ・タテモノ資産（長寿命化後）に係る改修・更新経費は、今後50年間で9,004億円、1年当たり180億円と試算しており、令和40(2058)年頃に建替による財政需要が大きく増え、年間400億円以上が必要と試算しています。インフラ資産（リスクベースメンテナンス後）に係る改修・更新経費は、今後50年間で1兆3,512億円、1年当たり270億円と試算しています。（令和3(2021)年度浜松市の資産のすがた）
- ・本市では、タテモノ資産（公共建築物）の見直しや維持管理コストの適正化、長寿命化など様々な取組を行ってきました。しかし、人口減少に起因する資産の遊休化、稼働率の低下、税収の減少の懸念と老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大、更には近年の本市における投資実績を踏まえると、これまでの取組はまだ充分とは言えず、すべての資産を従来どおりの形態で将来にわたって維持管理していくことは不可能な状況と考えられます。
- ・このため、市が保有するすべての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、平成27(2015)年度以降における資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として、平成28(2016)年3月に「浜松市公共施設等総合管理計画」を策定（令和3(2021)年4月改訂）しました。
- ・公共施設の運営を通じた安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立するため、従来の考え方にとらわれることなく、各々の資産の必要性や目的を明確にしたうえで、民間活力の積極的な活用や、遊休資産の貸付、まちづくりとの連携など創意工夫により資産を最大限に活かす取組を推進しています。

浜松市の資産のすがた



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/sugata/index.html>)

浜松市公共施設等総合管理計画



(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/asset/asset/index.html#kanriikeikaku>)

③社会保障費の見通し・対応について

- ・本市では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画であるはままつ友愛の高齢者プランを策定し、各種事業を推進しています。
- ・介護保険事業費は、高齢者人口の増加や制度の定着によって増加傾向にあり、令和元(2019)年度実績値649.9億円が令和22(2040)年度には991億円となると推計しています。
- ・こうした状況を見据え、高齢者が住み慣れた地域で、地域社会とのつながりを大切にしつつ、自立して日常生活を送ることができるよう、介護予防・重度化防止に係る事業を実施し、さらなる健康寿命の延伸を目指しています。

はままつ友愛の高齢者プラン (2021-2023)

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kourei/keikaku/plantop.html>)



④財政の見通し・対応について

- ・上記のインフラ改修・更新経費、社会保障費の見通しなどを考えると、今後も財政運営が厳しいことは確実であると認識しています。
- ・また、歳入についても人口の減少に伴う個人住民税など所得課税の減少、総人口の減少に伴う消費活動の総量低下により、消費税をはじめとした消費課税の減少が懸念されます。
- ・本市の財政が比較的健全な状態にある今こそ、現状に甘んじて課題解決を先送りすることなく、将来を見据え、区の再編を行うべきだと考えています。

中期財政計画

(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/middle/index.html>)



区の再編は、人口減少・高齢化、社会保障費の増大、インフラの老朽化等の課題を直接解決するものではなく、このような環境変化に対応するため、行政組織の見直しを行うものです。

その効果として、短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。

再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

区再編に加え、今後も様々な行財政改革によって継続的に行政運営の効率化に取り組み、社会・経済状況の変化や新たな需要に対応してまいります。

【7区を維持した組織の見直しについてのポイント】

- ◆ 現在のサービス提供体制を維持するのに、なぜ再編が必要なのか？
現在の7区のまま組織を見直すことで、再編と同様の効果は得られないのか？

(市の考え方)

- ・ 地方自治法252条の20には、指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときは出張所を置くものとする。そして、区の事務所又は出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないと規定されています。
- ・ この規定により、区役所は条例において所管区域を定めて設置しなければならず、戸籍・住民基本台帳や選挙管理委員会に関する事務などは、法律で区を単位とすることが規定されています。このため、同一・均一的な事務であるにもかかわらず、所管区域ごとに固定的な業務が生まれ、それに携わる職員の配置が必要となります。
- ・ こうした地方自治法の規定で固定化されてしまう区役所の数を減らし、区役所でなくなる区役所庁舎には市が所管区域にとらわれることなく、自らの裁量で数や規模を自由に決められる行政センター等の組織を軸にすることで、サービスの質を落とさず、提供体制や職員配置の最適化が可能となると考えています。
- ・ 短期的には組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットによる財政効果、中長期的には、人口減少や少子高齢化が急速に進み、社会が大きく変化することが予想される中、将来にわたって必要な行政サービスを維持・強化するため、条例で自由に設置できる組織を軸に、柔軟で効率的な市政運営が可能となる体制を構築できます。
- ・ 再編により捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

【住民投票の結果等についてのポイント】

- ◆ 住民投票では、反対が多数だったと記憶しているが、なぜ再編ありきで議論が進められているのか？

(市の考え方)

- ・平成31(2019)年4月7日に実施された浜松市区の再編に関する住民投票では、設問1で「3区案(天竜区・浜北区・その他の5区)での区の再編を令和3(2021)年1月1日までにを行うこと」についての賛否を問い、設問1で「反対」の場合、設問2で「区の再編を令和3年1月1日までにを行うこと」についての賛否を確認しました。
- ・投票結果については、設問1で「賛成」と答えた人の割合が41% (13万2,249票)、「反対」と答えた人の割合が59% (19万351票)となり、令和3年1月1日までに3区案で再編を行うことについては、反対が多数となりました。設問2は、賛成16% (3万1,722票)、反対83.3% (15万8,629票)となり、設問1、2を通じて、令和3年1月1日までに区の再編を行うことについては、設問1で賛成した票(13万2,249票)と設問1に反対で設問2に賛成した票(3万1,722票)の合計が50.8% (16万3,971票)となり、賛成が反対をわずかに上回ったものの、賛否は拮抗しました。
- ・この結果を踏まえ、市議会特別委員会において、区再編の議論を再開し、令和2(2020)年9月28日の市議会全員協議会において、区再編の必要性について、全議員による投票を実施し、再編することが決定されました。
- ・また、内定案については、住民投票で合区による3区案への反対が多数であったことも踏まえ、合区や区の線引きにこだわらず、本市にとってよりよい再編案を検討した結果、選定されたものであり、区割り案のたたき台とした13案の中に住民投票で否決された天竜区、浜北区、その他5区の家は含まれていません。

◆区再編のメリット・デメリット

【メリット】

◆専門職の配置

- 現在の体制では、保健師などの特に高い専門性が求められる職員が区ごとに分かれて配置されているため、困難な事例への対処や、産休や育休の取得による欠員の対応にも区ごとに対応する必要があり、全市的な知識の蓄積や欠員への対応に課題を抱えています。
- 区の再編にあわせて、専門職の所属を区の組織ではなく本庁組織とすることで、今以上に専門職のチームとして対応ができるようになり、専門性の高いサービスを安定的に提供することが可能となります。

◆市民サービス提供体制

- 福祉分野の組織配置については、現在、各区に設置している福祉事務所などを本庁直轄の事業所とすることにより、現場の意見を直接本庁の政策形成に反映しやすくなるとともに、部長から各窓口までの指揮命令系統が一元化され、本庁の政策立案機能の強化やサービスの提供水準の均質化が図られます。
- 具体的なサービス提供体制については、①協働センターにおけるコミュニティ支援の充実、②現在の区役所庁舎など、身近な場所でのサービスを引き続き提供すること、③福祉分野での相談、申請などに係るアウトリーチ（職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと）、④保健分野での子供から高齢者までを対象とする訪問サービスを提供することなどを検討しています。
- 再編による組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や、内部事務を集約することによるスケールメリットにより捻出された財源は、協働センターの機能強化を始め、人口減少・少子高齢化など急激な社会経済情勢の変化に対応した事業などへ活用します。

※市民の皆様に対直接対応する窓口・相談業務等に従事する職員は減らさず、サービス提供体制を維持します。なお、職員は区の再編時に一気に削減するのではなく、採用と退職のバランスを考慮しながら5年程度の期間をかけて減らしていきます。

【デメリット】

- 区の名称が変更となる地域の皆様には住所録などの変更、企業の皆様には区名入りの印刷物の差し替えや看板の書き換えなどが一時的に必要となりますが、自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整していきます。

※具体的な内容については、区の再編に係る条例の制定後、市民の皆様に必要な情報発信を行っていきます。

2 再編後のサービス提供体制・住民自治の姿

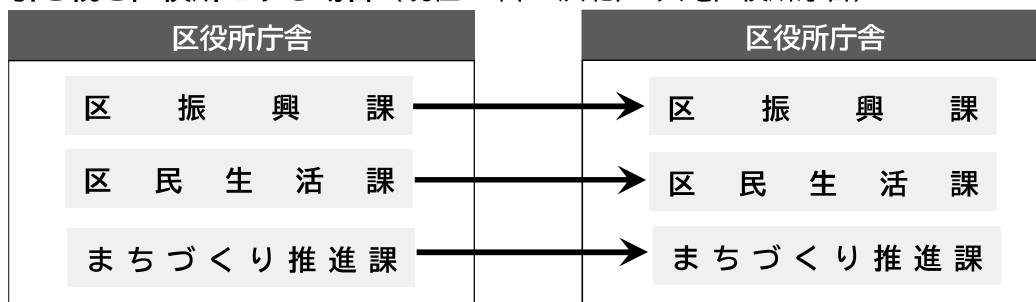
① 地域拠点の名称、位置、業務内容等

区再編後も現在の行政サービス提供体制を維持

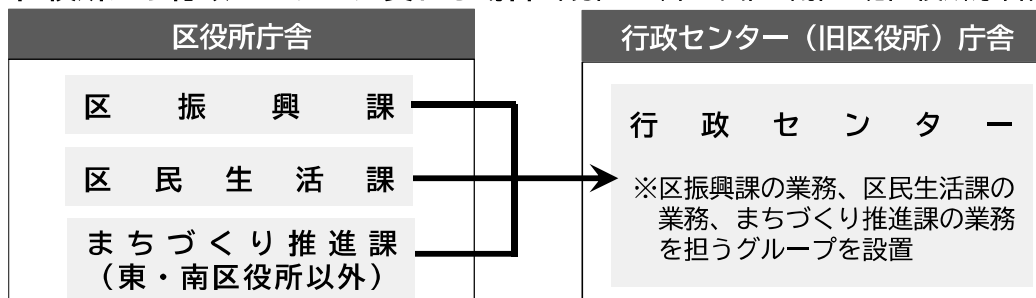
◆区役所・行政センターの組織

- 区役所とならない旧区役所庁舎を「行政センター」として、**区役所と同じサービスを提供**します。

引き続き区役所とする場合（現在の中区・浜北区・天竜区役所庁舎）



区役所から行政センターに変わる場合（現在の東区・西区・南区・北区役所庁舎）



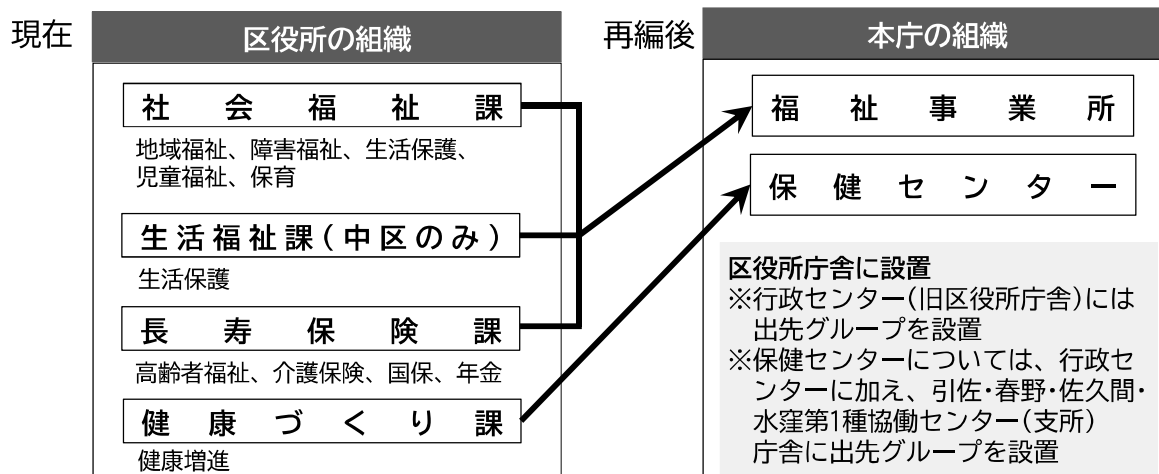
各課の主な業務内容

区振興課：防災、要望受付、コミュニティ支援等

区民生活課：戸籍、住民基本台帳、その他市民窓口業務等

まちづくり推進課：地域振興、スポーツ振興、生涯学習等 ※東・南区役所では区民生活課で実施

- 区役所の社会福祉課、長寿保険課などは本庁組織の「福祉事業所」に、健康づくり課は「保健センター」に再編し、引き続き区役所や行政センターなどで**現在と同様のサービスを提供**します。



- 現在、「協働センター」には同一の名称で「第1種」と「第2種」の2つの区分があり、取り扱う業務の範囲が異なっています。分かりにくさを解消するため、**第1種協働センターの名称を「支所」に変更**します。
- 支所についても、現在の第1種協働センター庁舎でこれまでどおりの業務を取り扱います。
- 協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンターの機能や取扱業務はこれまでと同じで、変更はありません。

現在	再編後	
	名称	業務内容
第1種協働センター (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山) ◆合併前の旧町村役場で、防災機能を始め、第2種協働センターより幅広いサービスを提供	支所 (舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山)	現在と変更なし
第2種協働センター (35か所) ◆生涯学習、地域づくり、窓口サービス(一部除く)を実施	協働センター(34か所) ※天竜区内の二俣協働センターは、再編にあわせ「二俣ふれあいセンター」に改称	現在と変更なし ※現在窓口業務を行っているところは、市民サービスセンターを併設
ふれあいセンター (天竜区内8か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明) ◆生涯学習、中山間地域振興、窓口サービス(一部除く)を実施	ふれあいセンター (天竜区内9か所：竜川・熊・上阿多古・下阿多古・浦川・山香・城西・光明・二俣)	※現在窓口業務を行っているところは、市民サービスセンターを併設
市民サービスセンター(9か所) ◆窓口サービスを実施	市民サービスセンター(9か所)	現在と変更なし

【地域拠点の業務内容についてのポイント】

- ◆ 行政センターで全ての業務が行えるのか？区役所に行かなければならないものはないか？

(市の考え方)

- ・ 区役所に行かなければならないものについて、区長との面談・要望(要望書の提出など)、区役所で開催される会議への出席(区協議会への出席、傍聴など)、区役所の課への物品納入や業務委託などに関する区役所職員との打ち合わせが想定されます。
- ・ 区長との面談や区役所の職員との打ち合わせについては、オンラインでの実施や、会議の開催場所を区役所に固定せず、行政センター等で巡回開催するなど、区役所へ行く必要がない手法について検討していきます。
- ・ また、オンラインでの行政手続きやタブレット等を活用したリモート(遠隔)の相談窓口など、区役所などへ出向かずにサービスをご利用いただく手法や、アウトリーチ(職員が出向いて相談を受けたり申請手続きなどを行うこと)の手法についても検討していきます。

② 主要組織（福祉）の基本的な方向性

福祉・保健分野の組織配置について、各区に設置している福祉事務所などを本庁の組織とし、サービス提供体制を整備

【福祉・保健の組織についてのポイント】

◆ 身近な区役所の組織に福祉や保健の事務所があったほうがよいのでは？ なぜ組織を変える必要があるのか？

（市の考え方）

- ・福祉や保健関係の業務は、現在、各区の区長が統括し、社会福祉課、生活福祉課（中区のみ）、長寿保険課、健康づくり課の職員は区の職員として業務に当たっています。
- ・福祉や保健の業務は、保健師や栄養士などの資格専門職が重要な役割を担っていますが、現在は1つの区で職員が手薄になった場合に、別の組織である他の区から応援してもらうことが難しい状況や、困難な事例にも区ごとに対応しなければならない状況があります。
- ・これを本庁の組織とし、一つの組織として区を超えて柔軟に業務の応援ができるようにするとともに、困難事例などにもチームとしての対応が容易にできるようにすることでスキルの向上につなげ、サービスの向上を図ります。
- ・資格職などの職員の配置場所については、区役所が行政センターになった場合でも、相談業務や地区担当の保健師業務など最前線で市民に関わっていく職員は引き続き区役所や行政センター庁舎に配置します。

◆ 区役所と本庁組織が分かれることで、区役所の課と本庁の福祉部門との連携がとれにくくなるのでは？

（市の考え方）

- ・現在は、区役所と本庁の健康福祉部に組織が分かれ、指示命令系統が区長と健康福祉部長の2系統となっています。
- ・再編に伴い、これを本庁の健康福祉部の組織に一本化することで、本庁の政策形成に現場の意見を直接反映させ、政策立案機能を強化するとともに、各窓口までの指揮命令系統が一元化され、福祉サービスの質の確保が図られます。
- ・また、本庁の組織を区役所庁舎や行政センター庁舎に置き、これまでどおり区役所の課と連携して対応していきます。

福祉事業所、保健センターの配置及び所管エリア

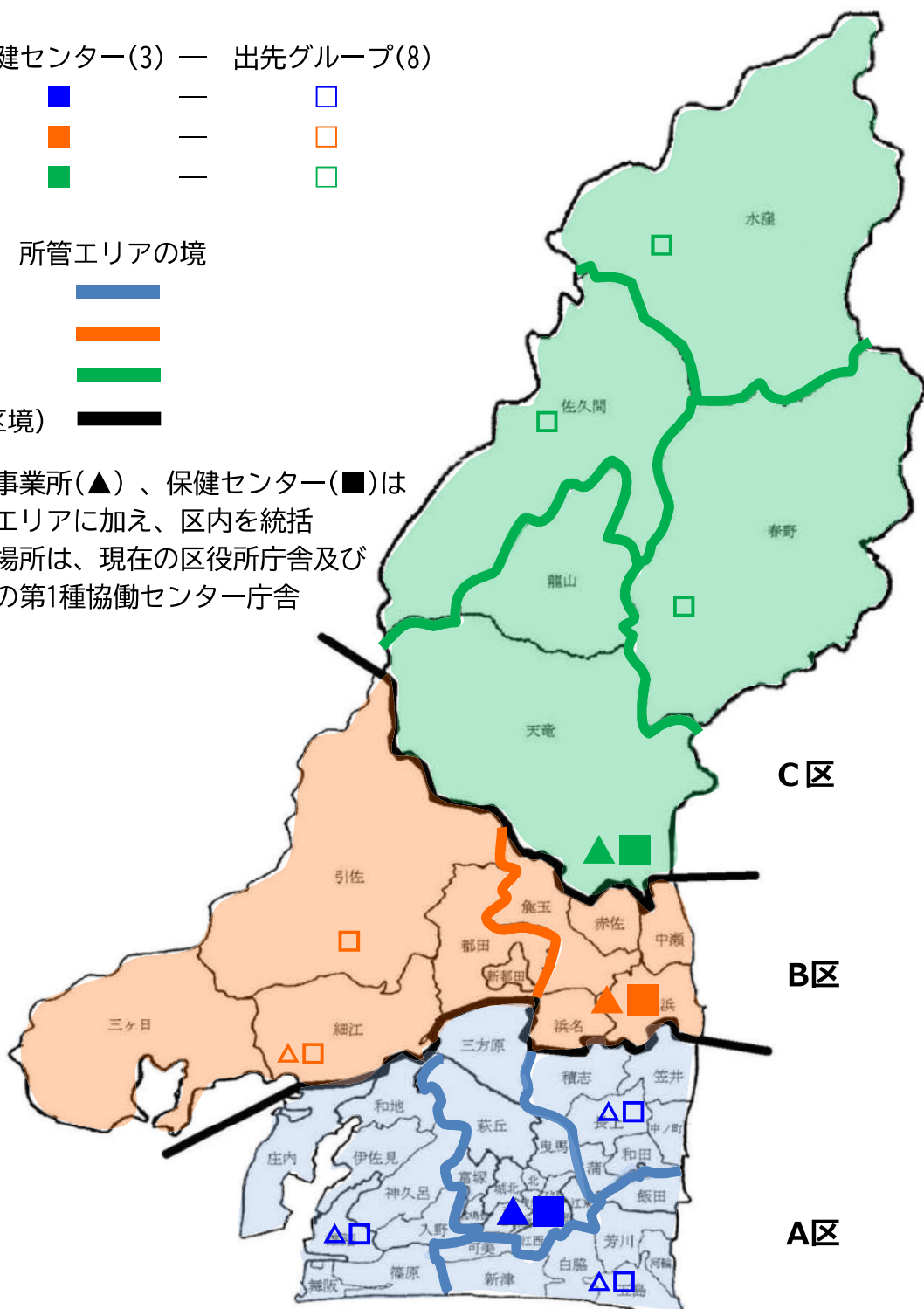
【 凡例 】

福祉事業所(3)		出先グループ(4)	
A区	▲	—	△
B区	▲	—	△
C区	▲ (福祉事業所がC区全域を所管)		

保健センター(3)		出先グループ(8)	
A区	■	—	□
B区	■	—	□
C区	■	—	□

所管エリアの境	
A区	— (Blue)
B区	— (Orange)
C区	— (Green)
区界 (区境)	— (Black)

※福祉事業所(▲)、保健センター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



③ 主要組織（土木）の基本的な方向性

土木整備事務所などについては再編後もこれまでどおり本庁の組織とし、道路・河川の適正な維持管理や要望・相談の受付、災害への迅速な対応が可能となるよう、区との密接な連携体制を確保し、災害対応の即応性を高めることができる組織体制とする

【数・位置・人員配置の考え方】

- 土木整備事務所は区の数に合わせる
- 現在の4つの土木整備事務所、6つの出先グループの体制を3つの土木整備事務所（現北区役所庁舎内にある細江の出先グループを土木整備事務所とし、現北土木整備事務所と東・浜北土木整備事務所を出先グループとする）と8つの出先グループ体制（現三ヶ日協働センター庁舎に出先グループを新設）に再編
- 再編後も現在と同数の人員配置とする

現在 ★土木整備事務所4か所 出先グループ6か所	再編後 ★土木整備事務所3か所 出先グループ8か所
★南土木整備事務所（北寺島町）	★南土木整備事務所（北寺島町）
東区役所庁舎内出先グループ	東行政センター庁舎内出先グループ
西区役所庁舎内出先グループ	西行政センター庁舎内出先グループ
★北土木整備事務所（東三方町）	★北行政センター庁舎内に土木整備事務所として移転（細江町）
北区役所庁舎内出先グループ	現北土木整備事務所を出先グループに変更（東三方町）
	三ヶ日支所庁舎内出先グループ【新設】
★東・浜北土木整備事務所（浜北区役所庁舎内）	現浜北区役所庁舎内に出先グループとして配置
★天竜土木整備事務所（天竜区役所南館）	★天竜土木整備事務所（C区役所南館）
春野協働センター庁舎内出先グループ	春野支所庁舎内出先グループ
佐久間協働センター庁舎内出先グループ	佐久間支所庁舎内出先グループ
水窪協働センター庁舎内出先グループ	水窪支所庁舎内出先グループ

土木整備事務所の配置及び所管エリア

【 凡例 】

土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)

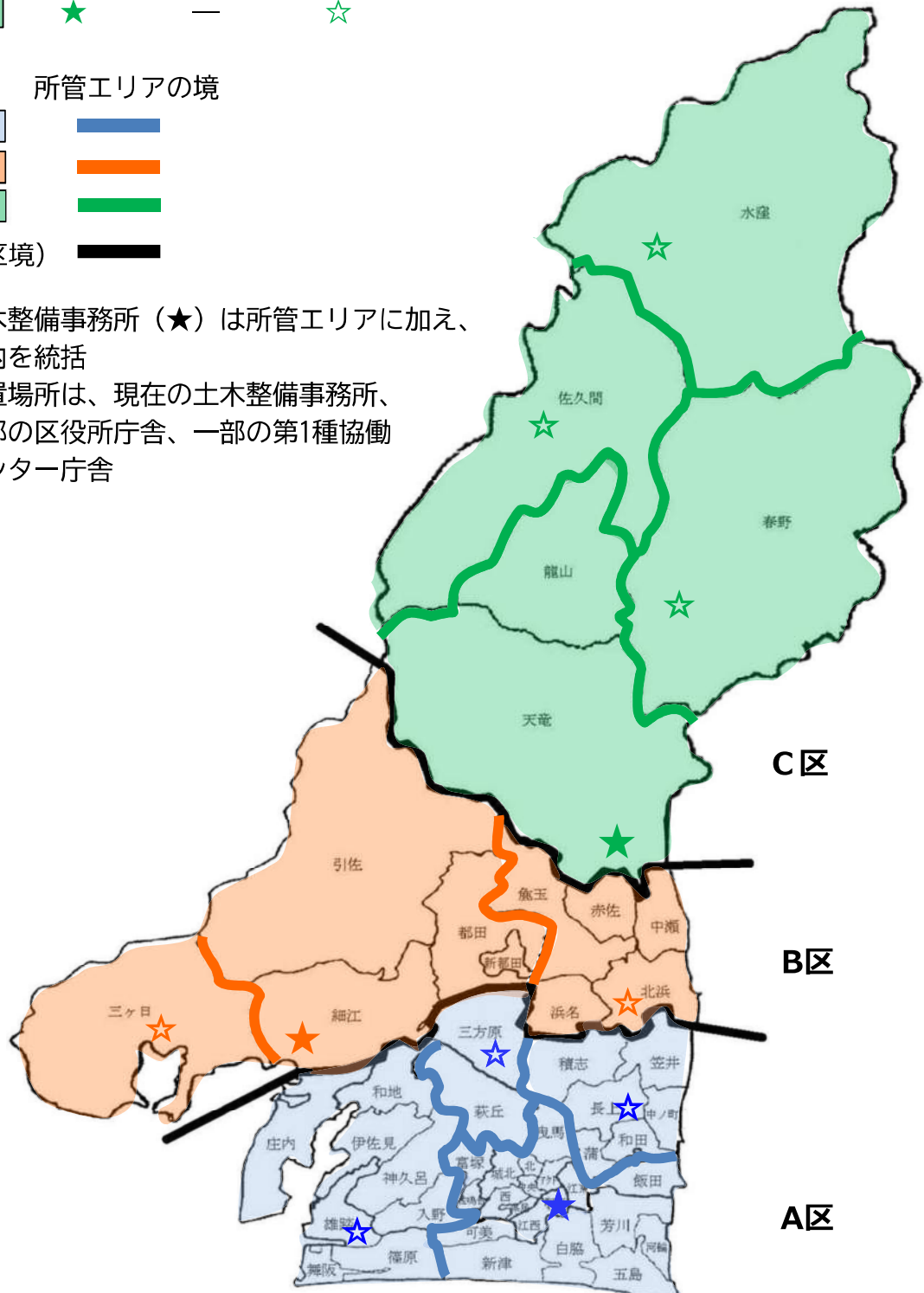
A区	★	—	★
B区	★	—	★
C区	★	—	★

所管エリアの境

A区	—
B区	—
C区	—

区界 (区境)

- ※土木整備事務所 (★) は所管エリアに加え、区内を統括
- ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



④ 主要組織（防災）の基本的な方向性

再編後も現在と同数の防災拠点数とし、防災機能を維持

- 行政センターは、地域本部として再編後もエリア内の避難所を所掌し、災害情報の収集及び伝達を行います。
- 区本部（区役所）、行政センター、支所（地域本部）に配置する職員（応急対策要員）は、エリア内の避難所数や過去の災害実績などを考慮して振り分けますが、**現行の配置人数を確保**します。
- 避難所の位置や数も現在と変わりませんので、**避難所に配置する職員（地区防災班員）も現行と同規模**とします。

現在	再編後
【災害対策本部】1か所 ◆本庁	【災害対策本部】1か所 ◆本庁
【区本部】7か所 ◆中・東・西・南・北・浜北・天竜区役所	【区本部】3か所 ◆区役所
【地域本部】7か所 ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター	【地域本部】11か所 ◆東・西・南・北行政センター ◆舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山支所

【防災の組織についてのポイント】

- ◆ 避難所の位置や配置職員数は変わらないとしても、多くの避難所をエリア内に持つ行政センターの職員数は、区役所であった時と比べ減少する。
区本部などから職員が派遣されるのか？情報集約などに時間を要し、区本部への伝達が滞ることにならないか？

（市の考え方）

- ・ 避難所に配置する地区防災班員は、現在も区役所職員だけでなく、本庁職員も含め、**職員の居住地を考慮して選定**しており、再編後においても同様の方針のもと、**現在の人数と同等の人数を配置**します。
- ・ 区役所や行政センターにおいて災害対応に当たる**応急対策要員**についても、**再編後のエリアの広さや避難所の数に応じて職員を確保**してまいります。
- ・ また、区本部には各地域本部からの情報が集約され、区内で物資や人的資源の状況など横断的にとらえることができ、これまでどおり迅速な対応が可能です。

- ◆ 消防局の組織や消防署の数、消防団の命令系統などは再編による変更があるのか？

（市の考え方）

- ・ **消防局の組織や消防署の数、消防団については、再編が行われても基本的に変更はありませんが**、再編後のエリアをどのような単位として紐づけ、指揮命令系統を構成するかについては、ご意見をいただきながら検討していきます。

⑤ デジタル化の基本的な方向性

地域拠点及び主要組織等のデジタル化については、デジタルファースト宣言等に基づき、デジタル・ICTの活用により市民の利便性向上と自治体運営における生産性向上に取り組む

【デジタル化についてのポイント】

- ◆ 区再編までにデジタル化で導入できるサービスが計画されているか？
区役所に足を運ぶことなく、協働センターなどでサービスが受けられるなど、業務をデジタル化し効率化を図っているか？

(市の考え方)

- ・ 区再編に関わらず、市民ニーズの多様化へ対応し、あわせて業務の効率化を進めるため、**令和5年3月までを行政手続きオンライン化強化期間とし、取り組みを進めています。**

<主な導入事例>

運用開始時期	件名	内容
平成27年4月～	土木スマホ通報システム「いっちゃんお！」	道路の舗装、側溝などの危険で修繕が必要な箇所を発見した際に、スマートフォンから写真付きで浜松市へ通報できるシステム
令和2年1月～	はままつ電子図書サービス	個人のパソコン、スマートフォン、タブレット等を使って電子図書を24時間貸出
令和2年4月～	スマートフォンでの市税納付	スマートフォンを利用して、クレジットカードやインターネットバンキングで市税の納付が可能(令和3年4月～決済アプリを使用した電子マネー(PayPay、LINE Pay)による納付が可能)
令和3年1月～	LINE手続きQ&A	コールセンターへの問い合わせが多い手続き関係の質問にLINEトーク内で自動回答
令和3年3月～	LINE連絡ごみの申し込みサービス	LINEで連絡ごみの回収申し込みを受け付けるサービスを実施。手数料はLINE Payでの支払いも可能
令和3年6月～	避難所等の混雑状況公表	災害発生時に開設中の緊急避難場所・避難所の混雑状況を防災マップ上に表示
令和4年4月～	保育関連のオンライン相談	自宅又は最寄りの区役所と接続したビデオ通話によるオンライン相談体制を整備

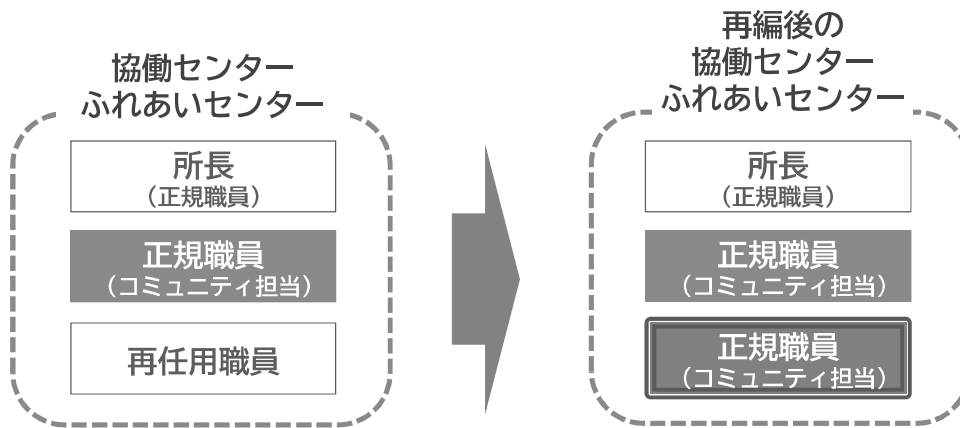
- ◆ デジタル化が進む中でデジタルが苦手な人が取り残される懸念があるが、そうした人への対応をどのように考えているか？

(市の考え方)

- ・ 令和3年3月に策定した浜松市デジタル・スマートシティ構想では、**デジタル化を人に強いるのではなく、デジタルを社会活動などを支援する道具として活用**するとしています。各種手続きにおいては、**従来の窓口での申請書による方法も残しつつ、デジタル活用による市民の選択肢を増やします。**
- ・ インターネットやSNSなどデジタル利用に興味、関心がある方を支援するため、協働センターなどを会場として、**スマートフォンの基本的な使い方講座などを開催**しています。

⑥ 協働センターのコミュニティ支援の充実

住民に身近なサービス拠点である協働センター等の正規職員の数を増やし、自治会活動などコミュニティ支援を充実



- 現在、第2種協働センターとふれあいセンターには、正規職員2名と再任用職員1名を配置し、そのうち正規職員1名をコミュニティ担当の職員として配置しています。
- 再編にあわせ、**再任用職員を正規職員と入れ替え、コミュニティ担当職員を2名に増員**し、これまで以上にコミュニティ支援に軸足をおいて、地域の声を広く拾い上げます。

▶ 協働センターのコミュニティ担当職員の役割

- ・『**地域住民の皆さんの最も身近な相談窓口**』として、地域の声やニーズを伺いながら**地域と行政をつなぐパイプ役**
- ・フットワークの軽い若手職員が自治会の会合などに参加し、**地域の課題を把握して、地域住民に寄り添って支援**



- 正規職員への配置換えは、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。
なお、正規職員化する場合には43人の人員が必要となり、これにかかる人件費は年間約3億4千万円です。

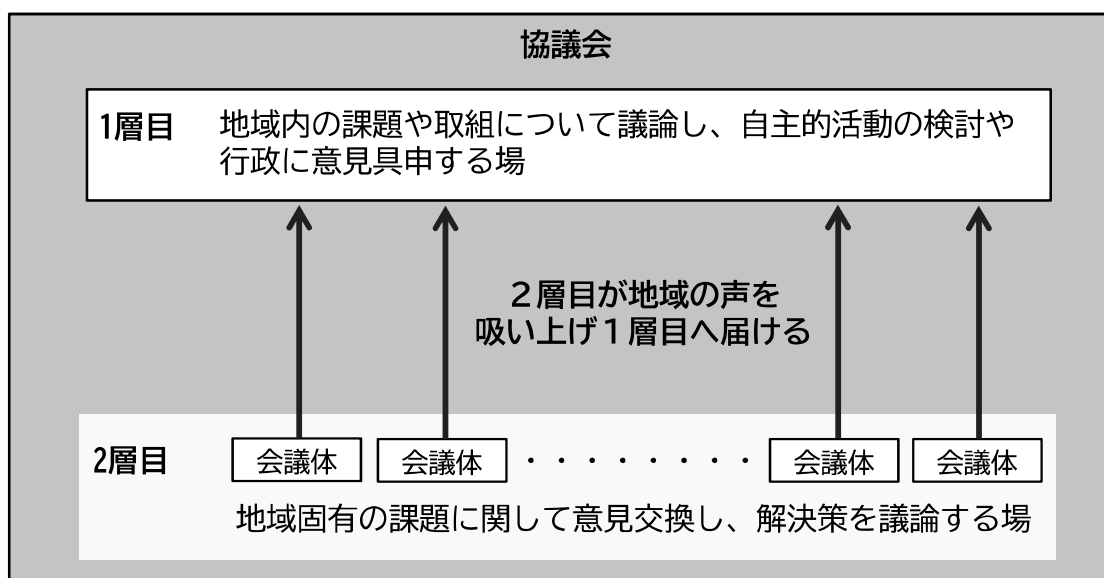
※協働センターの機能強化としての正規職員化は、将来にわたるコミュニティの存続という重要課題に対する一つの解決策として、区の再編によって生み出される削減効果額の一部を充てることを提案しています。

⑦ 住民自治（協議会の体制）

2層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築

- 浜松市では、政令指定都市移行に伴い、平成19年4月に、全ての区に「区協議会」を設置しました。
- 区協議会は、市民協働活動の要として、地域からの意見を集約・調整したり、地域課題についてその解決策を検討したりしています。また、市が提案する議題に対し意見を述べる役割を担っています。
- 区の再編により区の範囲が現在よりも広がることから、特別委員会では、再編後の協議会の体制を協議し、地域の皆様の意見をボトムアップできるような形とすることで、共通する課題を話し合う枠組みとすることで、できるだけ細かな範囲とすることなどの意見が出され、2層体制の協議会とすることが決定しました。

※協議会の数や委員数は継続協議事項となっています。



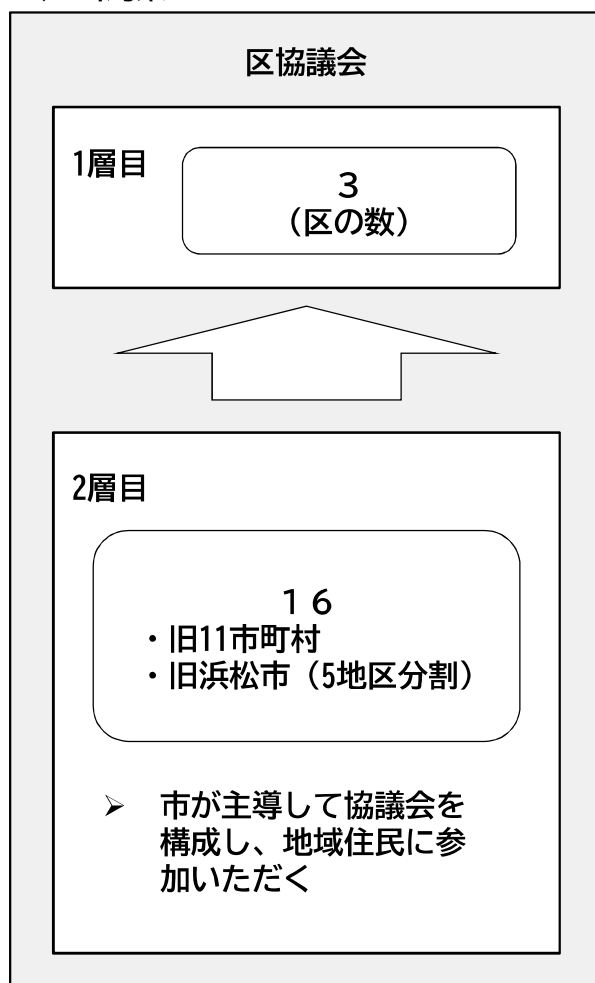
継続協議事項：◇協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等市民の皆様のご意見等を踏まえ、条例制定までに決定

【協議会の体制についてのポイント】

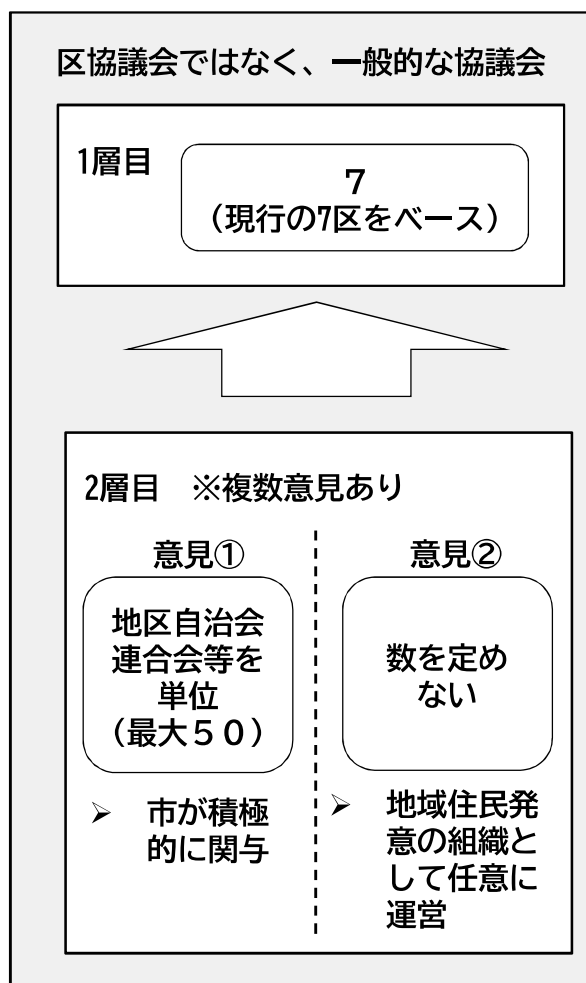
- ◆ 協議会を2層とすることで、より地域の声が届くような気もするが、機能や役割が重複するのではないかと現状との違いは？
（市の考え方）
 - ・ 今回の提案は、協議会の内部を2層化し、1つの大きな協議会の中に、より地域に密着する小さい単位の協議体（2層目）と、その意見を集約し、全体的に総括し市に届ける協議会（1層目）を設ける2層構造としています。
 - ・ 再編にあわせ、より一層、地域の声を行政に反映するために、地域の声を集約し、ボトムアップで意見を市政に反映させる構造が必要であると考えています。
 - ・ 協議会の各層の数（次ページ参照）、委員の選出方法や諮問の方法、意見を集約する仕組みなどについては、今後の継続協議事項となっており、機能的な組織となるよう検討していきます。

<協議会の各層の数（地区等の枠組）>

◆ 当局案



◆ 特別委員会で出された意見



- 協議会の各層については、当局の案に対し特別委員会としての意見が出されました。
- 上の図のとおり、当局案では、1層目を区の数に合わせて3つの区協議会を設置し、2層目を16（旧11市町村と5地区に分割した旧浜松市の合計数）とし、事務局を市が担い、市民の皆様にご参加いただくことを想定しています。
- 特別委員会で出された意見では、1層目を再編後の区の数ではなく、現行の7区をベースに7つの協議会（区を単位とする区協議会ではなく、一般的な協議会）を設置し、2層目は地区自治会連合会等を単位とした最大で50の協議会とし、市が運営に積極的に関与するという意見（意見①）や、協議会の数は定めず、運営についても住民の発意で行うという意見（意見②）などが出されました。

【協議会の体制についてのポイント】

◆ 委員数の想定は？

（市の考え方）

- ・具体的な内容は継続協議中になりますが、現在の7つの区の協議会は、20人ないし25人の委員で構成されており、再編後の協議会も同程度の人数を想定しています。また、意見をボトムアップしていくためには、2層目の委員の代表者が1層目の委員となることも必要ではないかと考えています。